

碧南市立東中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日「いじめ防止対策推進法」が制定された。本法令は以下の 3 点を趣旨として制定され立法化されたため、いじめ防止対策については法的拘束力も生じることとなった。

- ①いじめに関する専門的な知識をもつ教員の養成・採用・研修等の支えになる法的根拠の必要性
- ②いじめ防止のための予算や人的配置の根拠となる法的根拠の必要性
- ③いじめ防止の重要性について社会に対するアナウンス効果の重要性

そこで、今までにも学校としていじめ防止対策について取り組んできたが、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に基づき今までの対策を見直し、基本方針を策定することとした。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では

- ①児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う
- ②心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

と、修正定義された。平成 18 年に文部科学省から修正されたいじめの定義と比較すると、従前の「心理的・物理的な攻撃」という記述から上記②のように「影響を与える行為」と改められている。これは、攻撃的な行為だけでなく、「冷やかす」「からかい」「無視」といった傍観者的な行為まで定義の幅は広がったと解釈できる。なお、物理的な影響というのは、身体的な影響のほかに、直接またはネット上で悪口を言われたり、脅されたり、金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、嫌なことや恥ずかしいことを無理やりやらされたりすることも含んで考えることとした。

(2) いじめ問題に関する基本的認識

いじめ防止対策に際して、学校職員全体として、以下の 5 点について共通理解を図り取り組んでいく。

- ①弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つこと
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっていること
- ④いじめの問題は、教師の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題であること
- ⑤家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(3) いじめ防止の基本理念

いじめ防止対策推進法の基本理念の中で、いじめ防止等の対策は以下のことを旨とし

て行わなければならないとうたわれた。

- ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ②許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすること
- ③国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服すること

そこで、いじめ防止対策に際して、以下のことを基本理念として掲げ取り組むこととする。

- いじめを行わず放置しないために
「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。
- いじめの未然防止のために
自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- いじめを把握した場合は
速やかに保護者や教育委員会に報告し、関係者の適切な連携を図り、全員で取り組めるよう組織を立ち上げる。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催する。さらに「いじめ不登校対策委員会」との連携を図り、生徒指導担当教職員を中心にして生徒諸問題やいじめ防止対策を推進する「定例生徒指導連絡会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念や生徒からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

ア いじめ不登校対策委員会（常設）

- ①構成 教頭、保健主事（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、各学年担当
スクールカウンセラー、（心の教室相談員）
- ②開催 週1回定期的に開催する。毎週火曜日の第4校時（平成25年度）
- ③内容 ○各学年担当や養護教諭から、いじめや欠席状況について報告する。
○養護教諭やスクールカウンセラーから、相談状況や保健室来室状況について報告する。
○気になる状況について情報交換を行い、対処方法について検討する。

イ 定例生徒指導連絡会（常設）

- ①構成 校長、生徒指導主事、養護教諭、各学年担当
- ②開催 週1回定期的に開催する。毎週月曜日の第5校時（平成25年度）
- ③内容 ○生徒指導主事及び各学年担当から、生徒指導上の問題行動について報告する。
○養護教諭から、保健室来室状況や生徒の心の状況について報告する。
○問題となる行動について、学校としての対策を協議する。

ウ 東中校区連絡会（常設）

- ①構成 地区正幹事、保護司、民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、
青少年育成推進委員、小学校教頭、PTA正副会長、

校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事

②開催 年2回（7月、1月）

- ③内容 ○学校の概要、生徒の状況の説明
○地域、各立場から見た本校及び生徒の様子
○学校外でのいじめの早期発見のための情報提供依頼
○学校への要望、地域とともに取り組めること

エ いじめ問題対策委員会（臨時）

①構成 人権擁護委員、主任児童委員、教育委員会主事、スクールカウンセラー、校長、教頭、保健主事（特別支援教育コーディネーター）、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任

②開催 重大問題発生時

- ③内容 ○問題解決に向けた対処方法の検討・指示
- ・的確な情報収集
 - ・調査による実態把握
 - ・解決に向けた指導・援助
 - ・関係諸機関への連携協力要請
 - ・事件概要報告書作成
 - ・継続指導、経過観察
 - ・再発防止の方策

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み、指導

（1）いじめの未然防止の取り組み

ア 全教育活動を通じた道德教育と体験活動の充実

いじめ防止対策推進法でいう「全教育活動を通じた道德教育」は、学習指導要領の総則でも「道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う」としてしている。その趣旨を受けて道德の全体計画をたてている。道德における24の内容項目の中で、特にいじめの防止の観点から以下の5項目について、効果が上がるよう取り組む。

- 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。(2-(2))
- 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。(2-(3))
- 生命の尊さを理解し、かけがいのない自他の生命を尊重する。(3-(1))
- 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。(4-(1))
- 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。(4-(3))

体験活動においては、「いじめ防止対策推進法」に示されているように「心の通う対人交流の能力の素地を養うこと」を主たるねらいとして計画する。

「心の通う対人関係の能力」を以下のように解釈し、その能力育成のために、地域でのボランティア活動に積極的に参加するよう働きかける。

- ・相手の様々な発言や振る舞いについてゆとりをもって受け止めること
- ・自分の発言や振る舞いが相手にどのように受け止められているのかを思いやる気持ちをもつようにすること

イ ネットいじめ防止に関する理解の啓発

①情報モラル教育の充実

技術科など教科授業や学級活動の中で、以下の内容の指導を進める。

- ・ 個人情報の取り扱い
- ・ 写真や動画の扱い
- ・ L I N E など S N S の利用上のモラル

②保護者への啓発

入学説明会や P T A 総会等の機会に、コンピュータや S N S の利用の実態について伝えるとともに、その危険性やフィルタリングなどについて学習する。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア いじめの早期発見のための定期的な調査

①メンタルアンケート

○実施時期 学期に1回

- 実施方法
- ・ 生徒は家庭でアンケート用紙に記入し、封筒に入れて担任に提出する。
 - ・ アンケート実施後、二者懇談を行い、把握に努める。

②生活日記

○実施時期 毎日

○実施方法 学習ノートに毎日3行ほどの日記を書いて提出する。

イ いじめについて相談を行うことができる体制整備

①養護教諭のチャンス相談

心の不調を訴えて保健室に来室する生徒は多い。そこで、養護教諭が、来室者の表情や健康状態を観察し、会話から個々の生徒の状況把握に努める。生徒個々の状況については、「もうひとつの保健日誌」に記録し担任や役職者に回覧される。

②スクールカウンセラーによるカウンセリングとメンタルケア

○実施時期 毎週火曜日（相談随時）

○実施方法 本人や保護者の申し出により実施する。

担任や養護教諭の情報から気にかかる生徒や保護者に個別的に奨める。

③担任による二者懇談

メンタルアンケートの結果や日記の記述内容を受けて、生活の中で随時チャンス相談を行ったり、定期的に二者懇談を実施したりする。

④保護者からの教育相談への対応（随時）

電話等で保護者からの電話による相談や学校評価アンケートの自由記述等で見られた相談について、教頭を中心に対応する。名を名乗られたものであれば、早急に家庭訪問し詳細についての聞き取りを行い、対処する。

(3) いじめの早期対応のための取り組み

いじめを発見した時に、早期対応を行うために、以下のような手順で対応することとする。

- ①教職員は、相談等はいじめを発見したら、管理者（校長または教頭）に報告する。

- ②管理者は、報告を受けたら教職員に速やかにいじめの事実確認をするよう指示する。
- ③管理者は、確認した事実を教育委員会に報告し、いじめ問題対策委員会の開催の是非について協議する。
- ④重大事態が発生した場合、いじめ問題対策委員会を開催し、以下の内容について具体的方策を検討する。その他の場合は、校内組織を中心に検討する。
 - ・必要に応じた事実関係を明確にするための組織的な調査
 - ・スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、被害生徒、保護者への支援
 - ・加害生徒の指導とその保護者への助言
 - ・被害者、加害者の保護者間で争いが起こらないよう、把握した情報を両者に正しく伝え、情報の共有を図ること
 - ・いじめが犯罪行為であると認められるときは、警察と連携して対処すること。
 - ・加害生徒の懲戒または出席停止について、適切な運用を行うこと

4 校内研修体制の整備

いじめ防止のための適切な指導ができるよう、教職員一人ひとりの指導力向上のために以下のことに取り組む。

ア 指導資料の充実

- 道徳指導教材の充実…いろいろな出版社から出されている道徳資料の整備
- 情報モラル教育資料の充実…「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」など文部科学省等から出されている無料配布資料の活用

イ 指導力向上のための研修

- 校内授業研究会の実施…道徳、情報モラル教育での実践研究
- 校内事例研究会の実施…具体的ないじめへの対応など、実践に基づいた研修
- 講演会の実施…警察や通信会社職員等による研修及び啓発

5 いじめ防止対策見直しのシステム

外部からの意見を積極的に取り入れて、定期的に見直しを図る。

ア 外部評価の手だて

- 学校評価アンケート…保護者、生徒、教職員から年間2回(1学期末と2学期末)実施している。その中で、特に保護者による自由記述として意見を取り入れる。
- 地域からの声…東中校区連絡会や地区青少年育成推進委員会を通して聞く。気軽に地区から連絡をもらえるよう関係を密に保つ。

イ チェックからアクションへ

- ・改善提案などいただいた意見に対して、東中だより等で回答をする。
- ・校内会議等を中心に、改善策を検討し、実施に向けて計画を立てる。

取り組みの年間計画

	「いじめ不登校対策委員会」「生徒指導連絡会等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会にて「いじめ防止基本方針」の周知 ○家庭訪問
5月	○校内研修 「生徒理解と学級づくり」	○みどりの学校(2年) ○SCによるメンタル学習(1年)	○コンサルテーション	
6月		○全校集会 「情報モラル」 ○修学旅行(3年) ○福祉実践教室(1年)	○「いじめアンケート」 ○教育相談週間	○学校公開 公開授業 公開部活動
7月	○教職員への学校評価アンケート	○部活動結束式	○二者懇談(担任) ○生徒への学校評価アンケート	○三者懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○東中校区連絡会
8月	○アンケート結果の集約 ○取組の実施と進捗状況の確認			
9月		○体育大会	○チャンス相談	○学校評価アンケート集計結果の周知 ○学校行事への参加呼びかけ
10月	○校内研修 「ケーススタディ」	○東中祭 ○合唱コンクール ○保健集会 「メンタル講座」		○学校行事への参加呼びかけ
11月		○駅伝大会	○「いじめアンケート」 ○教育相談週間	○学校行事への参加呼びかけ
12月	○教職員への学校評価アンケート ○学級経営、学年経営のふり返り	○人権週間 ○赤い羽根募金運動	○二者懇談(担任) ○生徒への学校評価アンケート	○三者懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○職場体験学習		○学校評価アンケート集計結果の周知
2月	○教職員自己評価	○保健授業「心の健康」	○チャンス相談	
3月	○学級経営、学年経営のふり返り ○評価結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○ロングウォーク(1年)		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○生徒会あいさつ運動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活の様子を観察 ○三行日記	○街頭指導(月3回)